免許番号	内共第十二号
漁業権者	羽島郡笠松町円城寺1412 木曽川長良川下流水産漁業協同組合 海津市海津町萱野205番地5 海津市漁業協同組合
漁業の名称	あまご漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なまず漁業、おいかわ漁業、うぐ い漁業
関係地区	羽島市、海津市(平成十七年三月二十七日における海津郡海津町及び平田町の区域 に限る。)及び安八郡輪之内町
行使制限統数	・地獄網 2 統 ・夜川網 25 統 ・地びき網 2 統

## 漁場の位置及び区域

漁業の位置及び区域

基点第十五号と点イとを結ぶ線から基線第十号までの長良川及び桑原川並びに それらの支派川

基点第十五号 海津市海津町木曽川・長良川瀬割堤上岐阜・愛知県境標識点 イ 基点第十五号から二百二十一度の線と長良川右岸との交点 基線第十号 安八郡輪之内町東大藪と羽島市堀津町入ノ戸とに架かる大

藪大橋の下流端の線



